

尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の制定

討論要旨 大島もえ議員

修正案を出すということが、議員にとっても、すごくお調べになって、また、保育士の処遇改善のための、そして利用者さんにとって安心・安全のためのものだという思いは大変よく受け取れるものです。

ですので、修正案に対して異論があるというよりも、原案に賛成というところと、あわせての、先ほどからの修正案を主張されるときに、子供のことを、今のままでは危険だというエッセンスがすごく大きく届いたので、一言、討論に立ちたいと思いました。

家庭内も、2人、3人、4人と育てますと、1人につき1.3人という状況はなかなかつくれる子育てを私も経験してきました。この基準が一時保育と同等であるということ、原案が一時保育と同等だということであるならば、私も一時保育にお世話になってきました。

危険な目にさらしてまで子供を預けるのかみたいな議論になってほしくないなと思って、討論に立たせていただきました。

孤独な子育てを、社会全体で子育てをしようということでこの制度が生まれたということは歓迎することでありつつも、やはり社会とともに家庭内でも、例えば片方の大黒柱の働き方を少し緩和して、共に子育てができる環境をつくるであるとか、様々な社会の状況を少しずつ前に進めることで、そしてこの制度もお世話になりながら、子育てを社会全体でつくっていきたいというこの制度の根本については、皆さん同じ気持ちだと思います。

保育士基準を高めようという修正案には反対ではございますが、保育士の皆様が、よりよい処遇、給与環境とか休憩が取れるであるとか、そういう環境の中で働いていただいて、安心して育てられるところに誰でもお預けになりながら、リフレッシュしながら、1人の親から抜け出す時間、1人の人としての時間で、リフレッシュしていただく時間も確保しながら、という制度がより磨かれていくことを願いながら、今回は原案に賛成、修正案には反対という立場を取らせていただく討論とさせていただきます。